

3 前条第一項各号に掲げる連結法人が同項の規定の適用に係る特定外国子会社等の個別課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合において、第一項の規定により法人税法第八十一条の十五第一項から第三項までの規定の適用を受けるときは、第一項の規定により個別控除対象外国法人税の額とみなされた金額は、当該連結法人の政令で定める連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十八条の九十二 連結法人が当該連結法人に係る特定外国子会社等（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）から受ける同法第二十三条第一項第一号に掲げる金額（以下第四項までにおいて「剰余金の配当等の額」という。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額のうち当該特定外国子会社等に係る特定個別課税対象金額に達するまでの金額は、当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

3 前条第一項各号に掲げる連結法人が同項の規定の適用に係る特定外国子会社等の個別課税対象留保金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合において、第一項の規定により法人税法第八十一条の十五第一項から第三項までの規定の適用を受けるときは、第一項の規定により個別控除対象外国法人税の額とみなされた金額は、当該連結法人の政令で定める連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十八条の九十二 第六十八条の九十一第一項の規定の適用を受けた連結法人に係る特定外国子会社等につき第一号若しくは第二号に掲げる事実が生じた場合又は当該連結法人に係る同条第二項第一号に規定する外国関係会社（当該特定外国子会社等から法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配（以下この項において「剰余金の配当等」という。）の支払（第二号に定める金額の同号に掲げる交付を含む。）を受けた外国関係会社のうち政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）につき第三号に掲げる事実が生じた場合で、当該連結法人のこれらの事実が生じた日を含む連結事業年度開始の日前十年以内に開始した各連結事業年度（以下この条において「前十年以内の各連結事業年度」という。）において当該特定外国子会社等の個別課税対象留保金額で第六十八条の九十一第一項の規定により前十年以内の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入された金額（この項の規定により前十年以内の各連結事業年度において損金の額に算入された金額を除く。以下この条及び次条において「個別課税済留保金額」という。）があるときは、当該個別課税済留保金額に相当する金額は、当該特定外国子会社等又は当該外国関係会社につき生じた事実が次の各号に掲げる事実のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める金額のうち当該連結法人に係る個別課税対象留保金額から充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額を限度として、当該連結法人のその事実が生じた日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

- 一 剰余金の配当等の支払 その支払う剰余金の配当等の額
- 二 法人税法第二十四条第一項各号に掲げる事由による金銭その他の資産の交付 その交付により減少することとなる利益積立金額に相当する金額
- 三 当該連結法人に対する剰余金の配当又は法人税法第二十四条第一項各号に掲げる事由による金銭その他の資産の交付 その支払う剰余金の配当等の額又はその交付により減少することとなる利益積立金額に相当する金額

2| 連結法人が当該連結法人に係る特定外国子会社等から受ける剰余金の配当等の額（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第二十三条の二第一項の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額のうち当該特定外国子会社等に係る特定個別課税対象金額に達するまでの金額についての同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第二十三条の二第一項の規定の適用については、同項中「以下の項及び次項において『剰余金の配当等の額』という。」がある場合には、当該剰余金の配当等の額から当該剰余金の配当等の額に係る費用の額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額」とあるのは、「次項において『剰余金の配当等の額』という。」とする。この場合において、当該剰余金の配当等の額に係る同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十九条の二に規定する外国源泉税等の額については、同条の規定は、適用しない。

3| 前二項に規定する特定個別課税対象金額とは、次に掲げる金額の合計額をいう。

一 特定外国子会社等に係る個別課税対象金額で連結法人が当該特定外国子会社等から剰余金の配当等の額を受ける日を含む連結事業年度において第六十八条の九十第一項の規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されるもののうち、当該連結法人の有する当該特定外国子会社等の直接保有の株式等の数（第六十六条の八第三項第一号に規定する直接保有の株式等の数をいう。次号及び第五項において同じ。）に対応する部分の金額として政令で定める金額

二 特定外国子会社等に係る個別課税対象金額で連結法人が当該特定外国子会社等から剰余金の配当等の額を受ける日を含む連結事業年度開始の日前十年以内に開始した各連結事業年度（以下この条において「前十年以内の各連結事業年度」という。）において第六十八条の九十第一項の規定により前十年以内の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されたもののうち、当該連結法人の有する当該特定外国子会社等の直接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額（前十年以内の各連結事業年度において当該特定外国子会社等から受けた剰余金の配当等の額（第一項又は前項前段の規定の適用を受けた部分の金額に限る。以下この号において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額。以下この条において「個別課税済金額」という。）

4) 連結法人が当該連結法人に係る特定外国子会社等から剰余金の配当等の額を受ける日を含む連結事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度に連結事業年度に該当しないものがある場合において、その該当しない事業年度に係る課税済金額(第六十六条の八第三項第二号に規定する課税済金額をいう。以下この条において同じ。)があるときは、前項の規定の適用については、その課税済金額は、当該事業年度の期間に対応する前十年以内の各連結事業年度の個別課税済金額とみなす。

5) 連結法人が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立(以下この項において「適格合併等」という。)により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人からその有する特定外国子会社等の直接保有の株式等の数の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該連結法人の当該適格合併等の日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度における第三項の規定の適用については、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ当該各号に定める金額は、政令で定めるところにより、当該連結法人の前十年以内の各連結事業年度の個別課税済金額とみなす。

一 適格合併 当該適格合併に係る被合併法人の合併前十年内事業年度(適格合併の日前十年以内に開始した各連結事業年度又は各事業年度をいう。)の個別課税済金額又は課税済金額

二 適格分割型分割 当該適格分割型分割に係る分割法人の分割前十年内事業年度(適格分割型分割の日前十年以内に開始した各連結事業年度又は各事業年度をいう。次項において同じ。)の個別課税済金額又は課税済金額のうち、当該適格分割型分割により当該連結法人が移転を受けた当該特定外国子会社等の直接保有の株式等の数に対応する部分の金額として第六十六条の六第一項に規定する請求権の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額

三 適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立(以下この号において「適格分社型分割等」という。) 当該適格分社型分割等に係る分割法人、現物出資法人又は事後設立法人の分割等前十年内事業年度(適格分社型分割等の日を含む連結事業年度開始の日前十年以内に開始した各連結事業年度若しくは各事業年度又は適格分社型分割等の日を含む事業年度開始の日前十年以内に開始した各事業年度若しくは各連結事業年度をいう。次項において同じ。)の個別課税済金額又は課税済金額のうち、当該適格分社型分割等により当該連結法人が

2) 連結法人の前項各号に掲げる事実が生じた日を含む連結事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度に連結事業年度に該当しないものがある場合において、その該当しない事業年度に係る課税済留保金額(第六十六条の八第一項に規定する課税済留保金額をいう。以下この条において同じ。)があるときは、前項の規定の適用については、その課税済留保金額は、当該事業年度の期間に対応する前十年以内の各連結事業年度の個別課税済留保金額とみなす。

3) 連結法人が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立(以下この項において「適格合併等」という。)により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人からその有する特定外国子会社等の第六十六条の六第二項第三号に規定する直接及び間接保有の株式等の数(以下この項において「直接及び間接保有の株式等の数」という。)の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該連結法人の当該適格合併等の日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度における第一項の規定の適用については、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ当該各号に定める金額は、政令で定めるところにより、当該連結法人の前十年以内の各連結事業年度の個別課税済留保金額とみなす。

一 適格合併 当該適格合併に係る被合併法人の合併前十年内事業年度(適格合併の日前十年以内に開始した各連結事業年度又は各事業年度をいう。)の個別課税済留保金額又は課税済留保金額

二 適格分割型分割 当該適格分割型分割に係る分割法人の分割前十年内事業年度(適格分割型分割の日前十年以内に開始した各連結事業年度又は各事業年度をいう。次項において同じ。)の個別課税済留保金額又は課税済留保金額のうち、当該適格分割型分割により当該連結法人が移転を受けた当該特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等の数に対応する部分の金額として第六十六条の六第一項に規定する請求権の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額

三 適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立(以下この号において「適格分社型分割等」という。) 当該適格分社型分割等に係る分割法人、現物出資法人又は事後設立法人の分割等前十年内事業年度(適格分社型分割等の日を含む連結事業年度開始の日前十年以内に開始した各連結事業年度若しくは各事業年度又は適格分社型分割等の日を含む事業年度開始の日前十年以内に開始した各事業年度若しくは各連結事業年度をいう。次項において同じ。)の個別課税済留保金額又は課税済留保金額のうち、当該適格分社型分割等により当該連

移転を受けた当該特定外国子会社等の直接保有の株式等の数に対応する部分の金額として第六十六条の六第一項に規定する請求権の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額

6] 適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項において「適格分割等」という。）に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（以下この項において「分割承継法人等」という。）が前項又は第六十六条の八第五項の規定の適用を受ける場合には、当該適格分割等に係る分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この項において「分割法人等」という。）の当該適格分割等の日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度における第三項の規定の適用については、当該分割法人等の分割前十年内事業年度又は分割等前十年内事業年度の個別課税済金額のうち、前項の規定により当該分割承継法人等の前十年以内の各連結事業年度の個別課税済金額とみなされる金額及び同条第五項の規定により前十年以内の各事業年度（同条第三項第二号に規定する前十年以内の各事業年度をいう。）の課税済金額とみなされる金額は、ないものとする。

7] 第一項及び第二項の規定は、個別課税済金額に係る連結事業年度又は事業年度のうち最も古い連結事業年度又は事業年度以後の各連結事業年度の法人税法第二十三条第二号に規定する連結確定申告書又は各事業年度の同条第三十一号に規定する確定申告書に当該個別課税済金額又は課税済金額に関する明細書の添付があり、かつ、第一項及び第二項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に、これらの規定の適用を受ける金額の申告の記載及びその金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定の適用を受ける金額は、当該申告に係るその適用を受けるべき金額に限るものとする。

8] 税務署長は、第一項及び第二項の規定の適用を受けるべきこととなる金額又は個別課税済金額若しくは課税済金額の全部又は一部につき前項の記載又は明細書の添付がない連結確定申告書等又は同項に規定する確定申告書の提出があつた場合においても、同項の記載又は明細書の添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認める場合において、これらの明細書の提出があつたときは、その記載又は明細書の添付がなかつた金額につき第一項及び第二項の規定を適用することができる。

結法人が移転を受けた当該特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等の数に対応する部分の金額として第六十六条の六第一項に規定する請求権の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額

4] 適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項において「適格分割等」という。）に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（以下この項において「分割承継法人等」という。）が前項又は第六十六条の八第三項の規定の適用を受ける場合には、当該適格分割等に係る分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この項において「分割法人等」という。）の当該適格分割等の日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度における第一項の規定の適用については、当該分割法人等の分割前十年内事業年度又は分割等前十年内事業年度の個別課税済留保金額のうち、前項の規定により当該分割承継法人等の前十年以内の各連結事業年度の個別課税済留保金額とみなされる金額及び同条第三項の規定により前十年以内の各事業年度（同条第一項に規定する前十年以内の各事業年度をいう。）の課税済留保金額とみなされる金額は、ないものとする。

5] 第一項の規定は、個別課税済留保金額に係る連結事業年度又は事業年度のうち最も古い連結事業年度又は事業年度以後の各連結事業年度の法人税法第二十三条第二号に規定する連結確定申告書又は各事業年度の同条第三十一号に規定する確定申告書に当該個別課税済留保金額又は課税済留保金額その他財務省令で定める事項に関する明細書の添付があり、かつ、同項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に、同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載及びその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により損金の額に算入される金額は、当該申告に係るその損金の額に算入されるべき金額に限るものとする。

6] 税務署長は、第一項の規定により損金の額に算入されるべきこととなる金額又は個別課税済留保金額若しくは課税済留保金額その他財務省令で定める事項の全部又は一部につき前項の記載又は明細書の添付がない連結確定申告書等又は同項に規定する確定申告書の提出があつた場合においても、同項の記載又は明細書の添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認める場合において、これらの明細書の提出があつたときは、その記載又は明細書の添付がなかつた金額につき第一項の規定を適用することができる。

7] 第一項の規定の適用を受けた連結法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第八十一条の十三第三項及び第四項の規定の適用については

9| 第一項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項第二号中「損金算入」とあるのは、「損金算入」又は租税特別措置法第六十八条の九十二（特定外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入等）」とするほか、連結利益積立金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

10| 第二項前段の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項第二号中「益金不算入」とあるのは、「益金不算入」（租税特別措置法第六十八条の九十二第二項前段（特定外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入等）の規定により読み替えて適用する場合を含む。））とするほか、連結利益積立金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の九十三 連結法人が第六十八条の九十第一項各号に掲げる法人に該当するかどうかの判定に関する事項その他前三条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二款 特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例

（特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人の個別課税対象金額の益金算入）

第六十八条の九十三の二 特殊関係株主等（特定株主等に該当する者並びにこれらの者と政令で定める特殊の関係のある個人及び法人をいう。以下この款において同じ。）と特殊関係内国法人との間に特定関係（当該特殊関係株主等が当該特殊

これらの規定に規定する連結所得等の金額に含まれるものとするほか、連結利益積立金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の九十三 連結法人が第六十八条の九十第一項各号に掲げる法人に該当するかどうかの判定に関する事項、第六十八条の九十一第一項の規定により連結法人が納付したとみなされる個別控除対象外国法人税の額のうち前条第一項の規定により各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された個別課税済留保金額に係るものの処理その他前三条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二款 削除

第六十八条の九十三の二から第六十八条の九十三の五まで 削除

第三款 特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例

（特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人の留保金額の益金算入）

第六十八条の九十三の六 特殊関係株主等（特定株主等に該当する者並びにこれらの者と政令で定める特殊の関係のある個人及び法人をいう。以下この款において同じ。）と特殊関係内国法人との間に特定関係（当該特殊関係株主等が当該特殊

関係内国法人の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。以下この項において「発行済株式等」という。）の総数又は総額の百分の八十以上の数又は金額の株式又は出資を間接に保有する関係として政令で定める関係をいう。）がある場合において、当該特殊関係株主等と特殊関係内国法人との間に発行済株式等の保有を通じて介在するものとして政令で定める外国法人（以下この項及び第七項において「外国関係法人」という。）のうち、本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が本邦における法人の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外国関係法人に該当するもの（以下この款において「特定外国法人」という。）が、平成十九年十月一日以後に開始する各事業年度において適用対象金額を有するときは、その適用対象金額のうち当該特殊関係株主等である連結法人の有する当該特定外国法人の直接及び間接保有の株式等の数に対応するものとしてその株式又は出資の第六十六條の九の二第一項に規定する請求権の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（以下この款において「個別課税対象金額」という。）に相当する金額は、当該特殊関係株主等である連結法人の収益の額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含む当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

2 この款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 特定株主等 第六十六條の九の二第二項第一号に規定する特定株主等をいう。
- 二 特殊関係内国法人 第六十六條の九の二第二項第二号に規定する特殊関係内国法人をいう。
- 三 適用対象金額 特定外国法人の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき法人税法及びこの法律による各事業年度の所得の金額の計算に準ずるものとして政令で定める基準により計算した金額（以下この号において「基準所得金額」という。）を基礎として、政令で定めるところにより、当該各事業年度開始の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた欠損の金額及び当該基準所得金額に係る税額に関する調整を加えた金額をいう。

関係内国法人の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。以下この項において「発行済株式等」という。）の総数又は総額の百分の八十以上の数又は金額の株式又は出資を間接に保有する関係として政令で定める関係をいう。）がある場合において、当該特殊関係株主等と特殊関係内国法人との間に発行済株式等の保有を通じて介在するものとして政令で定める外国法人（以下この款において「外国関係法人」という。）のうち、本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が本邦における法人の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外国関係法人に該当するもの（以下この款において「特定外国法人」という。）が、平成十九年十月一日以後に開始する各事業年度において、その未処分所得の金額から留保したものとして、政令で定めるところにより、当該未処分所得の金額につき当該未処分所得の金額に係る税額及び剰余金の配当等（法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配をいう。）の額に関する調整を加えた金額（以下この条において「適用対象留保金額」という。）を有するときは、その適用対象留保金額のうち当該特殊関係株主等である連結法人の有する当該特定外国法人の直接及び間接保有の株式等の数に対応するものとしてその株式又は出資の第六十六條の九の六第一項に規定する請求権の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（以下この款において「個別課税対象留保金額」という。）に相当する金額は、当該特殊関係株主等である連結法人の収益の額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含む当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

2 同上

- 一 特定株主等 第六十六條の九の六第二項第一号に規定する特定株主等をいう。
- 二 特殊関係内国法人 第六十六條の九の六第二項第二号に規定する特殊関係内国法人をいう。
- 三 未処分所得の金額 特定外国法人の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、法人税法及びこの法律による各事業年度の所得の金額の計算に準ずるものとして政令で定める基準により計算した金額を基礎として政令で定めるところにより当該各事業年度開始の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた欠損の金額に係る調整を加えた金額をいう。

四 直接及び間接保有の株式等の数 第六十六条の九の二第二項第四号に規定する直接及び間接保有の株式等の数をいう。

3 特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人（株式（出資を含む。）若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの（これらの権利に関する使用権を含む。）若しくは著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするものを除く。）がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域においてその主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行っているものである場合（次項において「固定施設を有するものである場合」という。）における適用対象金額の計算については、前項第三号中「調整を加えた金額」とあるのは、「調整を加えた金額から当該特定外国法人の事業に従事する者の人件費として政令で定める費用の額の百分の十に相当する金額を控除した金額」とする。

4 第一項及び前項の規定は、特殊関係株主等である連結法人に係る同項に規定する特定外国法人がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域において固定施設を有するものである場合であつて、各事業年度においてその行う主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場合に該当するときは、当該特定外国法人のその該当する事業年度に係る適用対象金額については、適用しない。

一・二 省 略

5 7 省 略

8 特殊関係株主等である連結法人が外国信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十二項に規定する外国投資信託のうち第六十八条の三の三第一項に規定する特定投資信託に類するものをいう。以下この項において同じ。）の受益権を直接又は間接に保有する場合には、当該外国信託の受託者は、当該外国信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項において同じ。）及び固有資産等（外国信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この条（第三項、第四項及び第六項を除く。）から第六十八条の九十三の五までの規定を適用する。

9 省 略

四 直接及び間接保有の株式等の数 第六十六条の九の六第二項第四号に規定する直接及び間接保有の株式等の数をいう。

3 特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人（株式（出資を含む。）若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの（これらの権利に関する使用権を含む。）若しくは著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするものを除く。）がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域においてその主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行っているものである場合（次項において「固定施設を有するものである場合」という。）における第一項の規定の適用については、同項中「調整を加えた金額」とあるのは、「調整を加えた金額から当該特定外国法人の事業に従事する者の人件費として政令で定める費用の額の百分の十に相当する金額を控除した金額」とする。

4 第一項及び前項の規定は、特殊関係株主等である連結法人に係る同項に規定する特定外国法人がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域において固定施設を有するものである場合であつて、各事業年度においてその行う主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場合に該当するときは、当該特定外国法人のその該当する事業年度に係る適用対象金額については、適用しない。

一・二 同 上

5 7 同 上

8 特殊関係株主等である連結法人が外国信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十二項に規定する外国投資信託のうち第六十八条の三の三第一項に規定する特定投資信託に類するものをいう。以下この項において同じ。）の受益権を直接又は間接に保有する場合には、当該外国信託の受託者は、当該外国信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項において同じ。）及び固有資産等（外国信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この条（第三項、第四項及び第六項を除く。）から第六十八条の九十三の九までの規定を適用する。

9 同 上

第六十八条の九十三の三 特殊関係株主等である連結法人が前条第一項の規定の適用を受ける場合には、当該連結法人に係る特定外国法人の所得に対して課される外国法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。次項において同じ。）の額のうち当該特定外国法人の個別課税対象金額に対応するもの（当該個別課税対象金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額は、政令で定めるところにより、当該連結法人が納付する個別控除対象外国法人税の額（同法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額をいう。第三項において同じ。）とみなして、同法第八十一条の十五（第十二項を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第八十一条中「外国法人税の額につき」とあるのは、「外国法人税の額（租税特別措置法第六十八条の九十三の三第一項（特定外国法人の個別課税対象金額に係る外国税額の控除）又は第六十六条の九の三第一項（特定外国法人の課税対象金額に係る外国税額の控除）に規定する特定外国法人の所得に対して課される外国法人税の額のうちこれらの規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額を含む。以下この項において同じ。）につき」とする。

2 特殊関係株主等である内国法人が各事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。）において当該内国法人に係る第六十六条の九の二第一項に規定する特定外国法人の同項に規定する課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合において、その適用を受けた事業年度終了の日後に開始する各連結事業年度の期間において当該特定外国法人の所得に対して外国法人税が課されるときは、当該特定外国法人の当該課税対象金額は前項に規定する特定外国法人の個別課税対象金額と、同条第一項に規定する特定外国法人の所得に対して課される当該外国法人税の額は前項に規定する特定外国法人の所得に対して課される外国法人税の額とそれぞれみなして、同項の規定を適用する。

3 特殊関係株主等である連結法人が前条第一項の規定の適用に係る特定外国法人の個別課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合におい

第六十八条の九十三の七 特殊関係株主等である連結法人が前条第一項の規定の適用を受ける場合には、当該連結法人に係る特定外国法人の所得に対して課される外国法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。次項において同じ。）の額のうち当該特定外国法人の個別課税対象留保金額に対応するもの（当該個別課税対象留保金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額は、政令で定めるところにより、当該連結法人が納付する個別控除対象外国法人税の額（同法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額をいう。以下この款において同じ。）とみなして、同法第八十一条の十五第一項から第七項まで、第十項及び第十五項から第十七項までの規定を適用する。この場合において、同条第十項中「うち第八項の規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額」とあるのは「うち第八項の規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額及び租税特別措置法第六十八条の九十三の七第一項（特定外国法人の個別課税対象留保金額に係る外国税額の控除）に規定する特定外国法人の所得に対して課される外国法人税の額のうち同項の規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額」と、同条第十項中「うち第八項の規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額」とあるのは「うち同条第八項の規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額及び同法第六十六条の九の七第一項（特定外国法人の課税対象留保金額に係る外国税額の控除）に規定する特定外国法人の所得に対して課される外国法人税の額のうち同項の規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額」と、同条第一項から第三項まで」とあるのは「第六十九条第一項から第三項まで」とする。

2 特殊関係株主等である内国法人が各事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。）において当該内国法人に係る第六十六条の九の六第一項に規定する特定外国法人の同項に規定する課税対象留保金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合において、その適用を受けた事業年度終了の日後に開始する各連結事業年度の期間において当該特定外国法人の所得に対して外国法人税が課されるときは、当該特定外国法人の当該課税対象留保金額は前項に規定する特定外国法人の個別課税対象留保金額と、同条第一項に規定する特定外国法人の所得に対して課される当該外国法人税の額は前項に規定する特定外国法人の所得に対して課される外国法人税の額とそれぞれみなして、同項の規定を適用する。

3 特殊関係株主等である連結法人が前条第一項の規定の適用に係る特定外国法人の個別課税対象留保金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合に

て、第一項の規定により法人税法第八十一条の十五第一項から第三項までの規定の適用を受けるときは、第一項の規定により個別控除対象外国法人税の額とみなされた金額は、当該連結法人の政令で定める連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十八条の九十三の四 特殊関係株主等である連結法人が当該連結法人に係る特定外国法人（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）から受ける同法第二十三条第一項第一号に掲げる金額（以下第四項までにおいて「剰余金の配当等の額」という。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額のうち当該特定外国法人に係る特定個別課税対象金額に達するまでの金額は、当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

において、第一項の規定により法人税法第八十一条の十五第一項から第三項までの規定の適用を受けるときは、第一項の規定により個別控除対象外国法人税の額とみなされた金額は、当該連結法人の政令で定める連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十八条の九十三の八 第六十八条の九十三の六第一項の規定の適用を受けた特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人につき第一号若しくは第二号に掲げる事実が生じた場合又は当該連結法人に係る外国関係法人（当該特定外国法人から法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配（以下この項において「剰余金の配当等」という。）の支払（第二号に定める金額の同号に掲げる交付を含む。）を受けた外国関係法人のうち政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）につき第三号に掲げる事実が生じた場合で、当該連結法人のこれらの事実が生じた日を含む連結事業年度開始の日前十年以内に開始した各連結事業年度（以下この条において「前十年以内の各連結事業年度」という。）において当該特定外国法人の個別課税対象留保金額で第六十八条の九十三の六第一項の規定により前十年以内の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入された金額（この項の規定により前十年以内の各連結事業年度において損金の額に算入された金額を除く。以下この条及び次条において「個別課税留保金額」という。）があるときは、当該個別課税留保金額に相当する金額は、当該特定外国法人又は当該外国関係法人につき生じた事実が次の各号に掲げる事実のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める金額のうち当該連結法人に係る個別課税対象留保金額から充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額を限度として、当該連結法人のその事実が生じた日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 剰余金の配当等の支払 その支払う剰余金の配当等の額

二 法人税法第二十四条第一項各号に掲げる事由による金銭その他の資産の交付 その交付により減少することとなる利益積立金額に相当する金額

三 当該連結法人に対する剰余金の配当等の支払又は法人税法第二十四条第一項各号に掲げる事由による金銭その他の資産の交付 その支払う剰余金の配当等の額又はその交付により減少することとなる利益積立金額に相当する金額

2

特殊関係株主等である連結法人が当該連結法人に係る特定外国法人から受ける剰余金の配当等の額（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定す

る個別益金額を計算する場合における同法第二十三条の二第一項の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額のうち当該特定外国法人に係る特定個別課税対象金額に達するまでの金額についての同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第二十三条の二第一項の規定の適用については、同項中「以下この項及び次項において「剰余金の配当等の額」という。」がある場合には、当該剰余金の配当等の額から当該剰余金の配当等の額に係る費用の額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額」とあるのは、「次項において「剰余金の配当等の額」という。」とする。この場合において、当該剰余金の配当等の額に係る同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十九条の二に規定する外国源泉税等の額については、同条の規定は、適用しない。

3| 前二項に規定する特定個別課税対象金額とは、次に掲げる金額の合計額をいう。

「 一 特定外国法人に係る個別課税対象金額で特殊関係株主等である連結法人が当該特定外国法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む連結事業年度において第六十八条の九十三の二第一項の規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されるもののうち、当該連結法人の有する当該特定外国法人の直接保有の株式等の数（第六十六条の八第三項第一号に規定する直接保有の株式等の数をいう。次号において同じ。）に対応する部分の金額として政令で定める金額

二 特定外国法人に係る個別課税対象金額で特殊関係株主等である連結法人が当該特定外国法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む連結事業年度開始の日前十年以内に開始した各連結事業年度（以下この号及び次項において「前十年以内の各連結事業年度」という。）において第六十八条の九十三の二第一項の規定により前十年以内の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されたもののうち、当該連結法人の有する当該特定外国法人の直接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額（前十年以内の各連結事業年度において当該特定外国法人から受けた剰余金の配当等の額（第一項又は前項前段の規定の適用を受けた部分の金額に限る。以下この号において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額。次項において「個別課税済金額」という。）

4| 特殊関係株主等である連結法人が当該連結法人に係る特定外国法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む連結事業年度開始の日前十年以内に開始した事業

2| 特殊関係株主等である連結法人の前項各号に掲げる事実が生じた日を含む連結事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度に連結事業年度に該当しないも

年度に連結事業年度に該当しないものがある場合において、その該当しない事業年度に係る課税済金額（第六十六条の九の四第三項第二号に規定する課税済金額をいう。以下この項において同じ。）があるときは、前項の規定の適用については、その課税済金額は、当該事業年度の期間に対応する前十年以内の各連結事業年度の個別課税済金額とみなす。

5) 第六十八条の九十二第五項から第八項までの規定は、第一項から第三項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六十八条の九十二第五項	連結法人が適格合併	第六十八条の九十三の第二項第二号に規定する特殊関係内国法人（以下この項において「特殊関係内国法人」という。）に係る同条第一項に規定する特殊関係株主等（以下この項において「特殊関係株主等」という。）である連結法人が適格合併
特定外国子会社等の直接保有の株式等の数の	により被合併法人 に により当該特殊関係内国法人に係る特殊関係株主等である被合併法人	同条第一項に規定する特定外国法人（以下この項において「特定外国法人」という。）の第六十六条の八第三項第一号に規定する直接保有の株式等の数（以下この項において「直接保有の株式等の数」という。）の

のがある場合において、その該当しない事業年度に係る課税済留保金額（第六十六条の九の八第一項に規定する課税済留保金額をいう。以下この項において同じ。）があるときは、前項の規定の適用については、その課税済留保金額は、当該事業年度の期間に対応する前十年以内の各連結事業年度の個別課税済留保金額とみなす。

3) 第六十八条の九十二第三項から第六項までの規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六十八条の九十二第三項	連結法人が適格合併	第六十八条の九十三の第六項第二号に規定する特殊関係内国法人（以下この項において「特殊関係内国法人」という。）に係る同条第一項に規定する特殊関係株主等（以下この項において「特殊関係株主等」という。）である連結法人が適格合併
特定外国子会社等の第六十六条の六第二項第三号	により被合併法人 に により当該特殊関係内国法人に係る特殊関係株主等である被合併法人	同条第一項に規定する特定外国法人（以下この項において「特定外国法人」という。）の同条第二項第四号
第一項の		第六十八条の九十三の八第一項の

第六十八條の九 十二第五項第一 号	又は課税済金額	第三項	第六十八條の九十三の四第 三項
		個別課税済金額とみなす	個別課税済金額（同項第二 号に規定する個別課税済金 額をいう。以下第八項まで において同じ。）とみなす
第六十八條の九 十二第五項第二 号及び第三号	特定外国子会社等	第六十六條の六第一項	第六十六條の九の二第一項
	前項又は第六十六條の八第 五項	第六十八條の九十三の四第 五項 又は第六十六條の九の四第 五項において準用する第六 十六條の八第五項	第六十八條の九十三の四第 五項において準用する前項 又は第六十六條の九の四第 五項において準用する第六 十六條の八第五項
同条第五項	前項の	同条第五項において準用す る前項の	同条第五項において準用す る前項の
	同条第五項	第六十六條の九の四第五項 において準用する第六十六	第六十六條の九の四第五項 において準用する第六十六

第六十八條の九 十二第三項第一 号	又は課税済留保金額	個別課税済留保金額とみな す	個別課税済留保金額（同項 に規定する個別課税済留保 金額をいう。以下第六項ま でにおいて同じ。）とみな す
		又は課税済留保金額（第六 十六條の九の八第一項に規 定する課税済留保金額をい う。以下第六項までにおい て同じ。）	又は課税済留保金額（第六 十六條の九の八第一項に規 定する課税済留保金額をい う。以下第六項までにおい て同じ。）
第六十八條の九 十二第三項第二 号及び第三号	特定外国子会社等	第六十六條の六第一項	第六十六條の九の六第一項
	前項又は第六十六條の八第 三項	第六十八條の九十三の八第 三項 又は第六十六條の九の八第 三項において準用する第六 十六條の八第三項	第六十八條の九十三の八第 三項において準用する前項 又は第六十六條の九の八第 三項において準用する第六 十六條の八第三項
同条第一項	前項の	第六十八條の九十三の八第 一項の	第六十八條の九十三の八第 一項の
	同条第三項	同条第三項において準用す る前項の	同条第三項において準用す る前項の
同条第一項	第六十六條の九の八第一項	第六十六條の九の八第一項	第六十六條の九の八第一項
	第六十六條の九の八第一項	第六十六條の九の八第一項	第六十六條の九の八第一項

第六十八條の九 第十二第七項	同条第三項第二号		条の八第五項
	第六十六條の九の四第三項 第二号		
第六十八條の九 第十二第八項	第一項及び第二項	第六十八條の九十三の四第 一項及び第二項	
	前項	同条第五項において準用す る前項	
	第一項及び第二項の規定を 定を	同条第一項及び第二項の規 定を	

6| 第一項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一條の十三第二項第二号中「損金算入」とあるのは、「損金算入」又は租税特別措置法第六十八條の九十三の四（特定外国法人から受ける剰余金の配当等の益金不算入等）」とするほか、連結利益積立金額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

7| 第二項前段の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一條の十三第二項第二号中「益金不算入」とあるのは、「益金不算入」（租税特別措置法第六十八條の九十三の四第二項前段（特定外国法人から受ける剰余金の配当等の益金不算入等）の規定により読み替えて適用する場合を含む。））」とするほか、連結利益積立金額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十八條の九十三の五 特殊関係株主等と特殊関係内国法人との間に第六十八條

第六十八條の九 第十二第五項	第一項	第六十八條の九十三の八第 一項	
	第六十八條の九 第十二第六項	第一項	第六十八條の九十三の八第 一項
	前項	同条第三項において準用す る前項	

4| 第六十八條の九十二第七項の規定は、第一項の規定の適用を受けた特殊関係株主等である連結法人の同項の規定により損金の額に算入された金額について準用する。

第六十八條の九十三の九 特殊関係株主等と特殊関係内国法人との間に第六十八條

の九十三の二第二項に規定する特定関係があるかどうかの判定に関する事項その他前三条の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

〔技術研究組合の所得計算の特例〕

第六十八條の九十四 連結親法人である技術研究組合が、平成二十三年三月三十一日までに技術研究組合法第九條第一項の規定により同法第三條第一項第一号に規定する試験研究の用に直接供する固定資産で第六十六條の十第一項に規定する政令で定めるもの（以下この条において「試験研究用資産」という。）を取得し、又は製作するための費用を賦課し、当該賦課に基づいて納付された金額の全部又は一部に相当する金額をもつてその納付された連結事業年度において試験研究用資産を取得し、又は製作した場合において、当該試験研究用資産につき、その取得価額から一円（当該試験研究用資産の取得価額がその納付された金額（既に試験研究用資産の取得に充てられた金額があるときは、その金額を控除した金額）を超える場合には、その超える金額）を控除した金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、その取得の日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

24 省 略

〔中小企業者等以外の連結親法人の欠損金の繰戻しによる還付の不适用〕

第六十八條の九十八 法人税法第八十一條の三十一第一項の規定は、連結親法人（次に掲げるものを除く。）の平成十四年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に終了する各連結事業年度において生じた連結欠損金額については、適用しない。ただし、同条第三項の規定に該当する場合の同項に規定する連結事業年度において生じた連結欠損金額については、この限りでない。

一 法人税法第二條第九号に規定する普通法人である連結親法人のうち、当該連結事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）

の九十三の六第一項に規定する特定関係があるかどうかの判定に関する事項、第六十八條の九十三の七第一項の規定により特殊関係株主等である連結法人が納付したとみなされる個別控除対象外国法人税の額のうち前条第一項の規定により各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された個別課税済留保金額に係るものの処理その他前三条の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

〔鉱工業技術研究組合の所得計算の特例〕

第六十八條の九十四 連結親法人である鉱工業技術研究組合が、平成二十一年三月三十一日までに鉱工業技術研究組合法第十三條第一項の規定により同法第三條第一項第一号に規定する試験研究の用に直接供する固定資産で第六十六條の十第一項に規定する政令で定めるもの（以下この条において「試験研究用資産」という。）を取得し、又は製作するための費用を賦課し、当該賦課に基づいて納付された金額の全部又は一部に相当する金額をもつてその納付された連結事業年度において試験研究用資産を取得し、又は製作した場合において、当該試験研究用資産につき、その取得価額から一円（当該試験研究用資産の取得価額がその納付された金額（既に試験研究用資産の取得に充てられた金額があるときは、その金額を控除した金額）を超える場合には、その超える金額）を控除した金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、その取得の日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

24 同 上

〔欠損金の繰戻しによる還付の不适用〕

第六十八條の九十八 法人税法第八十一條の三十一第一項の規定は、連結親法人の平成十四年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に終了する各連結事業年度において生じた連結欠損金額については、適用しない。ただし、同条第三項の規定に該当する場合の同項に規定する連結事業年度において生じた連結欠損金額については、この限りでない。

二 協同組合等（法人税法第二条第七号に規定する協同組合等をいう。）である
連結親法人

2 省 略

（農業生産法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例）

第六十八条の百一 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人である農地法第二条第三項に規定する農業生産法人が、平成十四年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの期間内の日を含む各連結事業年度において、当該期間内に次の各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却した場合において、その売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛（家畜改良増殖法第三十二条の二第一項の規定による農林水産大臣の承認を受けた同項に規定する登録規程に基づく政令で定める登録がされている肉用牛（第六十七条の三第一項に規定する肉用牛をいう。以下この項において同じ。）又はその売却価額が百万円未満（その売却した肉用牛が財務省令で定める乳牛に該当する場合には、五十万円未満）である肉用牛に該当するものをいう。以下この条において同じ。）があるときは、当該農業生産法人の当該免税対象飼育牛の当該売却による利益の額（当該売却をした日を含む連結事業年度において免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合には、二千頭を超える部分の売却による利益の額を除く。）に相当する金額は、当該売却をした日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二 省 略

2 7 省 略

（損害保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入等の特例）

第六十八条の百四 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で保険業法第三条第一項に規定する免許を受けて損害保険業を行うものの各連結事業年度（法人税法第十五条の二第一項本文に規定する連結親法人事業年度が平成十六年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始するものに限る。）において特別利子（第六十七条の七第一項に規定する特別利子という。）がある場合における法人税法第八十一条の四第三項の規定の適用については、同項中「支払うもの」とあるのは、「支払うもの及び租税特別措置法第六十七条の七第一項（損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例）に規定する特別利子」とする。

2 同 上

（農業生産法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例）

第六十八条の百一 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人である農地法第二条第七項に規定する農業生産法人が、平成十四年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの期間内の日を含む各連結事業年度において、当該期間内に次の各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却した場合において、その売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛（家畜改良増殖法第三十二条の二第一項の規定による農林水産大臣の承認を受けた同項に規定する登録規程に基づく政令で定める登録がされている肉用牛（第六十七条の三第一項に規定する肉用牛をいう。以下この項において同じ。）又はその売却価額が百万円未満（その売却した肉用牛が財務省令で定める乳牛に該当する場合には、五十万円未満）である肉用牛に該当するものをいう。以下この条において同じ。）があるときは、当該農業生産法人の当該免税対象飼育牛の当該売却による利益の額（当該売却をした日を含む連結事業年度において免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合には、二千頭を超える部分の売却による利益の額を除く。）に相当する金額は、当該売却をした日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二 同 上

2 7 同 上

（損害保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入等の特例）

第六十八条の百四 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で保険業法第三条第一項に規定する免許を受けて損害保険業を行うものの各連結事業年度（法人税法第十五条の二第一項本文に規定する連結親法人事業年度が平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始するものに限る。）において特別利子（第六十七条の七第一項に規定する特別利子という。）がある場合における法人税法第八十一条の四第三項の規定の適用については、同項中「支払うもの」とあるのは、「支払うもの及び租税特別措置法第六十七条の七第一項（損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例）に規定する特別利子」とする。

2 省 略

(特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例)

第六十八條の百八 法人税法第二條第七号に規定する協同組合等(特定の地区又は地域に係るものに限る。)である連結親法人の連結事業年度が、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合における当該協同組合等である連結親法人の各連結事業年度の連結所得に係る同法その他の法人税に関する法令の規定の適用については、同法第八十一條の十二第三項中「百分の二十三」とあるのは「百分の二十三(各連結事業年度の連結所得の金額のうち十億円(第十五條の二第一項(連結事業年度の意義)に規定する連結親法人事業年度が一年に満たない協同組合等である連結親法人については、十億円に当該連結親法人事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額とする。))を超える部分の金額については、百分の二十六)」と、同法第五項中「前項」とあるのは「租税特別措置法第六十八條の百八第一項(特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例)の規定により読み替えられた第三項」とする。

一 三 省 略

2 省 略

3 第一項の規定の適用がある場合における法人税法その他の法人税に関する法令の規定に関する技術的読替え、同項に規定する収入金額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(連結法人の受ける特定目的信託の利益の分配に係る課税の特例)

第六十八條の百十 省 略

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が受ける第六十八條の三の二第十項に規定する外国特定目的信託の利益分配の額(政令で定めるものを除く。)は、法人税法第八十一條の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第二十三條の二第一項に規定する剰余金の配当等の額に該当しないものとみなす。

2 同 上

(特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例)

第六十八條の百八 法人税法第二條第七号に規定する協同組合等(特定の地区又は地域に係るものに限る。)である連結親法人の連結事業年度が、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合における当該協同組合等である連結親法人の各連結事業年度の連結所得に係る同法その他の法人税に関する法令の規定の適用については、同法第八十一條の十二第三項中「百分の二十三」とあるのは「百分の二十三(各連結事業年度の連結所得の金額のうち十億円(同法第十五條の二第一項に規定する連結親法人事業年度が一年に満たない協同組合等については、十億円に当該連結親法人事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額とする。))を超える部分の金額については、百分の二十六)」と、同法第五項中「前項」とあるのは「租税特別措置法第六十八條の百八第一項(特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例)の規定により読み替えられた第三項」と、同法第八十一條の十八第二項中「第八十一條の十二第二項(各連結事業年度の連結所得に対する法人税率の税率)」とあるのは「租税特別措置法第六十八條の百八第一項(特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例)」と、「同条」とあるのは「同項の規定により読み替えられた第八十一條の十二(各連結事業年度の連結所得に対する法人税率)」とする。

一 三 同 上

2 同 上

3 第一項に規定する収入金額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(連結法人の受ける特定目的信託の利益の分配に係る課税の特例)

第六十八條の百十 同 上

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が受ける第六十八條の三の二第十一項に規定する外国特定目的信託の利益分配の額(以下この項において「外国特定目的信託の利益の分配の額」という。)は、法人税法第八十一條の十五第八項に規定する配当等の額に該当しないものとみなし、同項に規定する外国子会社が受ける外国特定目的信託の利益の分配の額は同条第十一項に規定する外国孫会社からの配当等の額に該当しないものとみなす。

(連結法人の受ける特定投資信託の収益の分配に係る課税の特例)

第六十八条の百十一 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が受ける第六十八条の三の三第六項に規定する特定投資信託の収益の分配の額に係る法人税法第八十一条の四の規定の適用については、同条第一項中「配当等の額」とあるのは、「配当等の額(租税特別措置法第六十八条の三の三第六項(特定投資信託に係る受託法人の課税の特例)に規定する特定投資信託の同条第一項に規定する収益の分配の額を除く。）」とする。

2) 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が受ける第六十八条の三の三第十項に規定する外国特定投資信託の収益分配の額(政令で定めるものを除く。)は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第二十三条の二第一項に規定する剰余金の配当等の額に該当しないものとみなす。

(在外財産等についての相続税の課税価格の計算の特例)

第六十九条の二 相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下第七十条の八の二までにおいて同じ。)により取得した財産のうちに昭和二十年八月十五日において相続税法の施行地外にあつた財産その他財務省令で定める財産(以下この条及び次条において「在外財産等」という。)がある場合には、当該在外財産等(当該相続に係る同法第二十七条の規定による申告書の提出期限までに、財務省令で定めるところによりその価額を算定することができるものを除く。)の価額は、当該相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない。

2・3 省 略

(小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例)

第六十九条の四 個人が相続又は遺贈により取得した財産のうちに、当該相続の開始の直前において、当該相続若しくは遺贈に係る被相続人又は当該被相続人と生計を一にしていた当該被相続人の親族(第三項において「被相続人等」という。)の事業(事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。第三項において同じ。)の用又は居住の用に供されていた宅地等(土地又は土地の上に存する権利をいう。第三項及び次条第五項において同じ。)で財務省令で定める建物又は構

(連結法人の受ける特定投資信託の収益の分配に係る課税の特例)

第六十八条の百十一 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が受ける第六十八条の三の三第七項に規定する特定投資信託の収益の分配の額に係る法人税法第八十一条の四の規定の適用については、同条第一項中「配当等の額」とあるのは、「配当等の額(租税特別措置法第六十八条の三の三第七項(特定投資信託に係る受託法人の課税の特例)に規定する特定投資信託の同条第一項に規定する収益の分配の額を除く。）」とする。

2) 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が受ける第六十八条の三の三第十一項に規定する外国特定投資信託の収益分配の額(以下この項において「外国特定投資信託の収益の分配の額」という。)は法人税法第八十一条の十五第八項に規定する配当等の額に該当しないものとみなし、同項に規定する外国子会社が受ける外国特定投資信託の収益の分配の額は同条第十一項に規定する外国係会社からの配当等の額に該当しないものとみなす。

(在外財産等についての相続税の課税価格の計算の特例)

第六十九条の二 相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下第七十条の八までにおいて同じ。)により取得した財産のうちに昭和二十年八月十五日において相続税法の施行地外にあつた財産その他財務省令で定める財産(以下この条及び次条において「在外財産等」という。)がある場合には、当該在外財産等(当該相続に係る同法第二十七条の規定による申告書の提出期限までに、財務省令で定めるところによりその価額を算定することができるものを除く。)の価額は、当該相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない。

2・3 同 上

(小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例)

第六十九条の四 個人が相続又は遺贈により取得した財産のうちに、当該相続の開始の直前において、当該相続若しくは遺贈に係る被相続人又は当該被相続人と生計を一にしていた当該被相続人の親族(第三項において「被相続人等」という。)の事業(事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項及び第三項において同じ。)の用又は居住の用に供されていた宅地等(土地又は土地の上に存する権利をいう。以下この項及び第三項並びに次条第七項において同じ。)

建築物の敷地の用に供されているもので政令で定めるもの（以下この条において「特例対象宅地等」という。）がある場合には、当該相続又は遺贈により財産を取得した者に係るすべての特例対象宅地等のうち、当該個人が取得をした特例対象宅地等又はその一部でこの項の規定の適用を受けるものとして政令で定めるところにより選択をしたもの（以下この項及び次項において「選択特例対象宅地等」という。）については、限度面積要件を満たす場合の当該選択特例対象宅地等（以下この項において「小規模宅地等」という。）に限り、相続税法第十一条の二に規定する相続税の課税価格に算入すべき価額は、当該小規模宅地等の価額に次の各号に掲げる小規模宅地等の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額とする。

一・二 省 略

2 4 省 略

5 相続税法第三十二条の規定は、前項ただし書の場合その他既に分割された当該特例対象宅地等について第一項の規定の適用を受けていなかった場合として政令で定める場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 省 略

7 省 略

8 省 略

9 省 略

（特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例）

第六十九条の五 特定計画山林相続人等が、相続又は遺贈（当該相続に係る被相続人からの贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下第七十条の七の四までにおいて同じ。）により取得した財産で相続税法第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含む。以下この項において同じ。）により取得した特定計画山林でこの項の規定の適用を受けるものとして政令で

（で財務省令で定める建物又は構築物の敷地の用に供されているもので政令で定めるもの（以下この条において「特例対象宅地等」という。）がある場合には、当該相続又は遺贈により財産を取得した者に係るすべての特例対象宅地等のうち、当該個人が取得をした特例対象宅地等又はその一部でこの項の規定の適用を受けるものとして政令で定めるところにより選択をしたもの（以下この項及び次項において「選択特例対象宅地等」という。）については、限度面積要件を満たす場合の当該選択特例対象宅地等（以下この項において「小規模宅地等」という。）に限り、相続税法第十一条の二に規定する相続税の課税価格に算入すべき価額は、当該小規模宅地等の価額に次の各号に掲げる小規模宅地等の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額とする。

一・二 同 上

2 4 同 上

5 第一項の規定は、同項の相続に係る被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した者（当該被相続人から相続税法第二十一条の九第三項（第七十条の三第一項又は第七十条の三の三第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける財産を贈与により取得した者を含む。）が第七十条の三の三第一項又は第七十条の三の四第一項の規定の適用を受け、又は受けている場合には、適用しない。

6 相続税法第三十二条の規定は、第四項ただし書の場合その他既に分割された当該特例対象宅地等について第一項の規定の適用を受けていなかった場合として政令で定める場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 同 上

8 同 上

9 同 上

10 同 上

（特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例）

第六十九条の五 特定事業用資産相続人等が、相続又は遺贈（当該相続に係る被相続人からの贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下第七十条の六までにおいて同じ。）により取得した財産で相続税法第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含む。以下この項において同じ。）により取得した特定事業用資産でこの項の規定の適用を受けるものとして政令で

定めるところにより選択をしたもの（以下この項及び次項において「選択特定計画山林」という。）について、当該相続の開始の時から当該相続又は遺贈に係る相続税法第二十七条、第二十九条又は第三十一条第二項の規定による申告書の提出期限（当該特定計画山林相続人等が当該提出期限の前に死亡した場合には、その死亡の日。次項において「申告期限」という。）まで引き続き当該選択特定計画山林のすべてを有している場合その他これに準ずる場合として政令で定める場合には、同法第十一条の二に規定する相続税の課税価格（同法第二十一条の十五第一項の規定の適用がある場合には、同項の規定による相続税の課税価格）に算入すべき価額は、当該選択特定計画山林の価額に百分の九十五を乗じて計算した金額とする。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

定めるところにより選択をしたもの（以下この項及び次項において「選択特定事業用資産」という。）について、当該相続の開始の時から当該相続又は遺贈に係る相続税法第二十七条、第二十九条又は第三十一条第二項の規定による申告書の提出期限（当該特定事業用資産相続人等が当該提出期限の前に死亡した場合には、その死亡の日。次項において「申告期限」という。）まで引き続き当該選択特定事業用資産のすべてを有している場合その他これに準ずる場合として政令で定める場合には、同法第十一条の二に規定する相続税の課税価格（同法第二十一条の十五第一項の規定の適用がある場合には、同項の規定による相続税の課税価格）に算入すべき価額は、当該選択特定事業用資産の価額に次の各号に掲げる選択特定事業用資産の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額とする。

一 特定同族会社株式等又は特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産 百分の九十

二 特定森林施業計画対象山林又は特定受贈森林施業計画対象山林である選択特定事業用資産 百分の九十五

2 同上

一 特定株式 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた株式で、当該相続開始の時にあって、当該株式に議決権の制限がないこと、当該株式に係る法人の株式のすべてが金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所（第三号及び第五号において「金融商品取引所」という。）に上場されていないことその他財務省令で定める要件を満たすものをいう。

二 特定出資 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた合名会社の出資その他の出資であつて政令で定めるもので、当該相続開始の時にあって、当該出資に議決権の制限がないことその他財務省令で定める要件を満たすものをいう。

三 特定受贈株式 被相続人である特定贈与者（相続税法第二十一条の九第五項に規定する特定贈与者をいう。以下この条において同じ。）が贈与（同法第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産に係る贈与に限る。以下この条において同じ。）をした株式で、当該贈与の時にあって、当該株式に議決権の制限がないこと、当該株式に係る法人の株式のすべてが金融商品取引所に上場されていないことその他財務省令で定める要件を満たすものをいう。

四 特定受贈出資 被相続人である特定贈与者が贈与をした合名会社の出資その他の出資であつて政令で定めるもので、当該贈与の時にあって、当該出資に議

決権の制限がないことその他財務省令で定める要件を満たすものをいう。

五 特定保有株式 被相続人である特定贈与者が贈与の直前に有していた株式で、当該贈与の時にあって、当該株式に議決権の制限がないこと、当該株式に係る法人の株式のすべてが金融商品取引所に上場されていないことその他財務省令で定める要件を満たすものをいう。

六 特定保有出資 被相続人である特定贈与者が贈与の直前に有していた合名会社の出資その他の出資であつて政令で定めるもので、当該贈与の時にあって、当該出資に議決権の制限がないことその他財務省令で定める要件を満たすものをいう。

七 特定同族会社株式等 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた次に掲げる要件のすべてを満たす特定株式又は特定出資のうち、当該特定株式又は特定出資に係る法人の当該相続開始の時ににおける発行済株式の総数又は出資の総額の三分の二に達するまでの部分として政令で定めるものをいう。

イ 当該相続開始の直前及び当該相続開始の時に、被相続人及び当該被相続人の親族その他当該被相続人と政令で定める特別の関係がある者が有していた株式（当該被相続人に係る特定株式に係る法人の株式（議決権の制限がある株式として財務省令で定めるものを除く。以下イ、次号イ及び第十一号において同じ。）に限る。）の総数又は出資（当該被相続人に係る特定出資に係る法人の出資（議決権の制限がある出資として財務省令で定めるものを除く。以下イ、次号イ及び第十一号において同じ。）に限る。）の総額が当該株式又は出資に係る法人の発行済株式の総数又は出資の総額の二分の一を超えていること。

ロ 次に掲げる金額の合計額が二十億円未満であること。

(1) 当該相続開始の直前に被相続人が有していた特定株式（当該被相続人に係る特定受贈株式を含む。）に係るすべての法人について、当該法人の発行済株式の総数に相当する金額として財務省令で定める金額の合計額

(2) 当該相続開始の直前に被相続人が有していた特定出資（当該被相続人に係る特定受贈出資を含む。）に係るすべての法人について、当該法人の出資の総額として財務省令で定める金額の合計額

八 特定受贈同族会社株式等 被相続人である特定贈与者が贈与をした次に掲げる要件のすべてを満たす特定受贈株式又は特定受贈出資のうち、当該特定受贈株式又は特定受贈出資に係る法人の当該贈与の時ににおける発行済株式の総数又は出資の総額の三分の二に達するまでの部分として政令で定めるものをいう。